

○大阪広域環境施設組合議会（定例会）会議録（令和2年2月6日）

○議事日程

令和2年2月6日 午後3時30分 開議

- 第1 会期の決定
- 第2 議案第1号 大阪広域環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例案
- 第3 議案第2号 大阪広域環境施設組合非常勤職員公務災害等補償条例の一部を改正する条例案
- 第4 議案第3号 大阪広域環境施設組合財産条例の一部を改正する条例案
- 第5 議案第4号 令和元年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第3号）
- 第6 議案第5号 令和2年度大阪広域環境施設組合一般会計予算

~~~~~（以下 議決を要しない報告等）~~~~~

- 報告監2の第1号 令和元年度定期監査等報告の提出について
- 報告監2の第2号 例月出納検査結果報告の提出について
- 報告第1号 損害賠償額の決定に関する専決処分報告について

○出席議員 22 人

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 出雲輝英君  | 12番 | 小山光明君  |
| 2番  | 山田はじめ君 | 13番 | 山田正和君  |
| 3番  | 守島正君   | 14番 | 永田典子君  |
| 4番  | 原口悠介君  | 15番 | 井上浩君   |
| 5番  | 大橋一隆君  | 16番 | 山中宏君   |
| 6番  | 片山一步君  | 17番 | 松田憲幸君  |
| 7番  | 杉村幸太郎君 | 18番 | 重松恵美子君 |
| 8番  | 山本長助君  | 19番 | 池内秀仁君  |
| 9番  | 荒木幹男君  | 20番 | 河本晋一君  |
| 10番 | 加藤仁子君  | 21番 | 水原慶明君  |
| 11番 | 田中ひろき君 | 22番 | 福西寿光君  |

○議場に出席した執行機関及び説明員

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 管 理 者             | 松 井 一 郎 |
| 副 管 理 者           | 大 松 桂 右 |
| 事 務 局 長           | 蓑 田 哲 生 |
| 総 務 部 長           | 徳 本 善 久 |
| 施 設 部 長           | 樺 田 輝 生 |
| 総 務 部 総 務 課 長     | 吉 田 一 誓 |
| 総 務 部 経 理 課 長     | 小 寺 慎 二 |
| 施 設 部 施 設 管 理 課 長 | 吉 岡 良 一 |
| 施 設 部 建 設 企 画 課 長 | 藤 井 新 吾 |
| 西 淀 工 場 長         | 成 瀬 利 幸 |
| 平 野 工 場 長         | 難 波 俊 一 |
| 東 淀 工 場 長         | 中 村 洋 彰 |
| 鶴 見 工 場 長         | 下 田 文 彦 |
| 八 尾 工 場 長         | 岡 本 勝 美 |
| 舞 洲 工 場 長         | 梅 本 勝 美 |

○議長（荒木幹男君） ただいまの出席議員は、22名で、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

それでは、ただいまより、大阪広域環境施設組合議会令和2年第1回定例会を開会いたします。

#### 開 議

○議長（荒木幹男君） 直ちに会議を開きます。

○議長（荒木幹男君） 本日の会議録署名議員に、水原慶明君、福西寿光君の御両君を指名いたします。

○議長（荒木幹男君） この際申し上げます。

議事日程に記載のとおり、議決を要しない報告等が提出されておりますので、お手元に配付いたしております。

○議長（荒木幹男君） これより議事に入ります。

○議長（荒木幹男君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

○議長（荒木幹男君） お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木幹男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（荒木幹男君） 次に日程第2、議案第1号、大阪広域環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例案ないし、日程第6、議案第5号、令和2年度大阪広域環境施設組合一般会計予算を一括して議題といたします。

○議長（荒木幹男君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） それではまず、議案第1号ないし議案第3号について、その概要を御説明いたします。

議案第1号は、人事配置の見直しに伴い職員の定数を変更するため、条例の一部を改正するものです。

議案第2号は、会計年度任用職員に係る補償基礎額及び傷病補償年金等の支給について必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものです。

議案第3号は、行政財産の目的外使用に係る使用料の算定方法を改めるとともに、普通財産である建物について、定期建物賃貸借に係る貸付期間の特例を定めるため、条例の一部を改正するものです。

以上が条例案の御説明でございます。

続きまして、議案第4号、令和元年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の歳入予算の補正につきましては、第1条のとおり、歳入予算の補正を行うものでございまして、具体的内容につきましては、次のページに記載しております「第1表歳入予算補正」によるものでございます。

2ページの「第1表歳入予算補正」でございしますが、表の真ん中右寄りの補正額の欄でございしますが、第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきまして、2億8,672万1,000円の減額を計上しております。

分担金につきましては、組合規約に基づきまして、構成団体に御負担いただくものでございます。

次に、第5款諸収入、第2項雑入につきまして、2億8,672万1,000円の増額を計上しており、歳入合計としましては、増減はございません。

引き続きまして、補正予算の概略につきまして、次のページにございます令和元年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第3号）に関する説明書によりまして、御説明申し上げます。

説明書の4ページ、5ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目分担金につきましては、下段の表にございまず発電収入の増による諸収入の増によりまして2億8,672万1,000円の減額となっております。

負担割合の内訳につきましては、5ページにございますように大阪市が2億5,815万4,000円、八尾市が2,030万5,000円、松原市が826万2,000円の減額となっております。

下段の第5款諸収入、第2項雑入、第1目廃棄物処理収入につきましては、売電単価の増による発電収入の増によりまして、2億8,672万1,000円の増額となっております。

令和元年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第3号）に関する説明につきましては、以上でございます。

引き続きまして、議案第5号、令和2年度大阪広

域環境施設組合一般会計予算につきまして御説明を申し上げます。

予算書の1ページをごらんいただきたいと存じまず。

歳入歳出予算につきましては、第1条のとおり、歳入歳出の総額を168億6,782万4,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきまして、次のページに記載しております「第1表歳入歳出予算」のとおりとするものでございます。

次に、第2条は、地方自治法第214条の規定による債務負担行為でございます。

具体的な内容につきましては、4ページの「第2表」、債務負担行為をごらんいただきたいと存じまず。

第2表は、鶴見工場の更新に向けまして、令和2年度から3年度の2カ年につきまして、生活環境影響調査業務を行ってまいります。そのための債務負担行為を設定するものでございまして、期間令和3年度、限度額4,100万円として設定するものでございます。

鶴見工場の更新につきましては、現在、改定作業を進めております環境施設組合の「一般廃棄物処理基本計画【改定計画】（素案）」の中で、新たな「ごみ焼却工場の整備・配置計画」をお示ししており、住之江工場更新後は鶴見工場の更新に着手する予定としております。

同配置計画では、令和2年度から共同処理を開始する守口市のごみ量を処理するための処理能力や将来的に不足する処理能力を確保するため、鶴見工場の処理能力を、現在の日量600トンから日量620トンに変更して建てかえを行うほか、ごみ焼却工場の整備工事に延命化手法である基幹改良工事を導入いたします。

基本計画（素案）につきましては、令和2年1月30日から2月29日までの約1カ月間、パブリックコメントの手続きを行っておりまして、今年度中に改定作業を終える予定としております。

また、鶴見工場更新事業に係るスケジュールとしましては、先ほど御説明いたしました令和2年度から3年度に実施する生活環境影響調査と並行して設

計書の作成を行い、令和4年度には事業者の選定及び契約手続、令和5年度には工事に着手し、令和10年度末の竣工を計画しております。

それでは、1ページに戻っていただきまして、次に、第3条でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債、いわゆる地方債でございまして、具体的な内容につきましては、4ページの「第3表」をごらんいただきたいと存じまず。

4ページの「第3表組合債」でございますが、住之江工場更新事業といたしまして、限度額23億4,800万円を起債するものでございまして、利率5%以内、償還期限を据置期間も含めまして20年以内とするものでございます。

それでは恐縮ではございますが、再度1ページに戻っていただきまして、次に、第4条でございます。一時借入金につきまして、地方自治法第235条の3第2項の規定によりまして、借入の最高額を10億円と定めるものでございます。

それでは、概要につきまして、お手元の令和2年度大阪広域環境施設組合一般会計予算に関する説明書によりまして、御説明を申し上げます。

まず、歳入予算について御説明させていただきますと存じまず。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをごらんいただきたいと存じまず。

上段の第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、100億9,870万4,000円を計上しております。

分担金につきましては、組合格約に基づきまして、構成団体に御負担いただくものでございます。

負担割合につきましては、令和2年度の各構成団体のごみ処理計画量を基本に算出しておりまして、その内訳につきましては、7ページでございますように大阪市が82億5,118万8,000円、八尾市が7億9,922万5,000円、松原市が4億1,898万2,000円、守口市が6億2,930万9,000円となっております。

下段の第2款使用料及び手数料、第1項使用料につきましては、「大阪広域環境施設組合財産条例」に基づきます自動販売機の設置料など、行政財産の目的外使用許可に伴う施設使用料といたしまして、1,440万1,000円を計上しております。

次に8ページ、9ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第3款国庫支出金、第1項国庫補助金につきましては、住之江工場の更新事業並びに鶴見工場の生活環境影響調査等に係る国庫補助金収入といたしまして、8億8,441万4,000円を計上しております。

下段の第4款財産収入、第1項財産売却収入につきましては、焼却工場や破碎施設などにおいて発生いたします金属廃材などの物品売却代金といたしまして、272万5,000円を計上しております。

次に10ページ、11ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第5款諸収入、第1項預金利子につきましては、歳計現金の定期預金等の預金運用による預金利子収入といたしまして、34万1,000円を計上しております。

下段の第5款諸収入、第2項雑入、第1目廃棄物処理収入、第1節廃棄物処理収入につきましては、ごみの焼却余熱による蒸気や破碎施設において回収しております金属の売却収入等といたしまして、2,428万8,000円を計上しております。

第2節発電収入でございますが、各工場の安定稼働による売電送電量の維持を図ることで歳入の確保に努め、34億3,334万8,000円を計上しております。

その他の歳入といたしまして、第2目雑入、第1節雑収といたしまして、6,160万3,000円を計上しております。

続きまして、12ページ、13ページをごらんいただきたいと存じます。

第6款組合債、第1項組合債につきましては、冒頭御説明させていただきましましたとおり、住之江工場の更新に係る経費に組合債の充当を考えておりまして、それに係る起債収入といたしまして、23億4,800万円を計上しております。

歳入予算の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出予算を御説明申し上げます。

説明書の16ページ、17ページをごらんいただきたいと存じます。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費につきましては、議員報酬及び議会運営に要する経費といたしまして、334万1,000円を計上しております。

次の18ページから21ページにかけましては、第2

款総務費、第1項総務費、第1目総務費につきまして記載しております、組合の総務管理に要する経費でございますが、18ページでございますように5億9,895万9,000円を計上しております。

事業別といたしましては、19ページの説明1の総務職員費でございますが、総務管理に携わる総務部職員の給料、諸手当等に要する経費といたしまして、3億1,108万8,000円を計上しております。

また、説明2の総務管理でございますが、組合の管理運営事務に要する経費といたしまして、2億8,787万1,000円を計上しております。

次に、22ページから27ページにかけて記載しております、第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費、第1目廃棄物処理費につきましては、焼却工場及び破碎施設の運営や維持管理、整備工事に要する経費や焼却残渣の埋立処分に要する経費、工場施設建設に要する経費並びに廃棄物の中間処理技術の調査・研究に要する経費などといたしまして、22ページでございますように147億9,889万1,000円を計上しております。

事業別としましては、23ページの説明1の廃棄物処理職員費でございますが、焼却工場及び破碎施設や北港処分地の管理運営に携わる施設部職員の給料、諸手当等に要する経費といたしまして、40億9,720万3,000円を計上しております。

説明2の廃棄物処理管理につきましては、施設部の管理運営事務に要する経費といたしまして、310万7,000円を計上しております。

次に説明3の焼却処理でございますが、まず、項目の1、焼却処理につきましては、焼却工場において、適正に廃棄物を処理するために必要となる薬品費等の消耗品費及び光熱水費などの需用費のほか、関係法令に基づきます排ガス、排水等の測定経費や、各設備の保守点検費及び法定点検に係る検査手数料など、焼却工場を適正に運営、維持管理するために要する経費といたしまして、20億9,755万6,000円を計上しております。

25ページの項目の2、焼却工場管理につきましては、焼却工場の管理運営業務に要する経費といたしまして、1,056万7,000円を計上しております。

項目の3、既設工場整備につきましては、焼却炉を停止し、法令で義務付けられた法定点検を実施す

るとともに、各設備の機能回復や保全のための定期整備工事等に要する経費といたしまして、36億7,615万6,000円を計上しております。

項目の4、工場施設建設でございますが、住之江工場の更新事業費に加えまして、今後予定しております鶴見工場更新に向けた生活環境影響調査業務などに要します経費といたしまして、37億4,835万8,000円を計上しております。

これらを合わせまして、23ページの中段でございますように、説明3の焼却処理といたしまして、95億3,263万7,000円を計上しております。

次に25ページの説明4の破碎処理でございますが、項目の1、破碎処理につきまして、破碎施設の処理運営のための消耗品費や法定点検に係る検査手数料などに要する経費といたしまして、1,795万7,000円を計上しております。

また、項目の2、既設破碎施設整備につきましては、焼却工場と同じく、各設備の機能回復や保全のため、定期整備工事等を行う経費といたしまして、2億1,296万円を計上しております。

次に27ページの説明5の埋立処分といたしまして、まず、項目の1、北港処分地でございますが、焼却工場で発生します焼却残滓を各工場から北港処分地に運搬するための経費や北港処分地において焼却残滓を適正に埋立処分するために要する経費などとしたしまして、4億523万2,000円を計上しております。

また、項目の2、大阪湾広域臨海環境整備センター、いわゆるフェニックスセンターにおいて処分する焼却残滓の運搬や投棄処分に要する経費といたしまして、4億6,738万3,000円を計上しております。

次に、項目の3、処分地造成といたしまして、北港処分地の廃水浄化設備や凝集沈殿装置の整備費用、覆土用材に用いる山土の購入に係る経費などとしたしまして、5,637万3,000円を計上しております。

説明6の技術調査・研究でございますが、廃棄物の資源化及び中間処理技術の調査・研究といたしまして、焼却灰の有効利用に関する調査研究や廃棄物処理を行う上で課題となる様々な事象に対し、その原因追究を図るとともに対策を見出し、既設の焼却工場における改善並びに新工場における技術的検討に資するための研究に要する経費といたしまして、603万9,000円を計上しております。

次に28ページ、29ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第4款公債費、第1項公債費につきましては、これまで大阪府で発行いたしました焼却工場や破碎施設の施設整備に係る整備事業費、北港処分地の設備改修に係る整備事業費の起債のうち、環境施設組合に引き継がれました、財政融資資金借入金などの公的資金に係る元利償還金と、環境施設組合が償還負担する市場公募債などの民間資金の元利償還金等につきまして、元金、利子合わせまして、14億5,663万3,000円を計上しております。

下段の第5款予備費、第1項予備費につきましては、1,000万円を計上しております。

以上が、歳出予算でございます。

続きまして、31ページ以降につきましては、給与費明細書を記載させていただいております。

32ページ、33ページにつきましては、特別職の報酬でございます。

34ページから35ページにかけては、一般職の給与明細書でございます。

34ページ、35ページの総括表の上段でございますが、職員数は491名、右隣括弧書きは、短時間勤務職員11名でございます。職員全体の給与費、共済費を合わせまして、35ページでございますように43億6,754万2,000円となっております。

給与につきましては、大阪市の給与制度に準じて御提案させていただいております。

36ページ、37ページにつきましては、職員の給料及び職員手当の増減額の明細としまして、令和元年度予算との増減額の説明となっております。

また、38ページからの給料及び職員手当の増減額の状況等につきましては、令和元年10月1日現在における給与等の状況を記載させていただいております。

次に48ページ、49ページにつきましては、債務負担行為に関する調書でございます。

令和2年度以降にわたるものについての調書でございますが、新規提出分といたしまして、先ほど御説明させていただきました鶴見工場更新に伴う生活環境影響調査を、また議決済分といたしまして、住之江工場更新・運営事業を記載しております。

最後に、52ページをごらんいただきたいと存じます。組合債現在高調書でございますが、組合に引き継

がれました財政融資資金借入金に加えまして、組合設立後に発行いたしました公的資金に係る組合債や令和元年度及び2年度に組合として発行予定の組合債、環境施設組合が償還負担する市場公募債などの民間資金の償還負担金につきまして、平成30年度末現在高、令和元年度末現在高見込額、2年度中の増減見込み及び2年度末の現在高見込額を記載させていただきます。

令和2年度大阪広域環境施設組合一般会計予算に関する説明につきましては、以上でございます。

以上、条例案及び予算案につきまして、御説明申し上げます。

何とぞよろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（荒木幹男君） これより質疑を行います。

片山一步君の質疑を許します。

○議長（荒木幹男君） 資料の配付の申し出がありますので、これを許します。

（資料配付）

○議長（荒木幹男君） 6番、片山一步君。

（6番片山一步君発言席へ）

○6番（片山一步君） 大阪市会、大阪維新の会の片山一步でございます。

先ほどの全員協議会におきまして、20分程度、お時間いただきましたので、その時間の範囲内で質疑をさせていただきます。

まず第5号議案の令和2年度一般会計予算に関連いたしまして、住之江工場及び鶴見工場の更新事業と、そのもととなる一般廃棄物処理基本計画の改定などについてお伺いしたいと思います。

まず、住之江工場更新工事では、昨年9月から現地での工事に着手し、解体工事等を進めているとお聞きしておりますが、この令和2年度の予算は、どのような内容になっているのか、まず御説明お願いいたします。

○議長（荒木幹男君） 理事者の答弁を許します。

藤井施設部建設企画課長。

（藤井施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えいたします。

住之江工場更新・運営事業に係る令和2年度の予算でございますが、事業費が36億6,817万3,000円でご

ざいます。

主な内訳といたしましては、耐震補強工事などの本館建築工事が11億6,272万8,000円、プラント設備の更新工事が10億2,060万円、内部設備の解体工事や環境影響調査等の関連工事が14億2,872万9,000円、その他、工事監理委託費等の委託料及び事務費が5,611万6,000円でございます。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 6番、片山一步君。

○6番（片山一步君） 住之江工場更新工事につきましては、令和2年度の事業費が約37億円ということで、これから本格的に工事が進められていくようでございます。

環境施設組合としてもしっかりと工事監理を行っていただき、近隣住民の皆様に御迷惑がかからないようお願いしたいと思います。

最近、工事用のトラックの出入りも増えてきたようで、地元でそのようなことが耳に入ってきておりますので、特に御配慮をお願いしたいなと思っております。

さて、環境施設組合では、住之江工場以降の「ごみ焼却工場の整備・配置計画」を含む一般廃棄物処理基本計画の改定に向けて、手続を進めていると聞いております。

なぜこの時期に一般廃棄物処理基本計画を見直す必要があるのか、また、今後どのようなスケジュールで手続を進めていくのかお聞きいたします。

○議長（荒木幹男君） 吉岡施設部施設管理課長。

（吉岡施設部施設管理課長答弁席へ）

○施設部施設管理課長（吉岡慎二君） お答えいたします。

環境施設組合では、令和元年10月に守口市が構成市として新たに参加し、令和2年4月から共同処理を開始する予定となっておりますことや、大阪市内におきましても、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行いますことから、当組合におきましても、それらを反映し計画の見直しを行うものでございます。

今後のスケジュールでございますが、1月30日より、パブリックコメントの手続を進めておりまして、2月29日までにお寄せいただいた御意見等を踏まえまして、計画（素案）の見直し等を行い、令和2年3月中に改定作業を終える予定としております。

なお、改定後の一般廃棄物処理基本計画につきましては、環境施設組合ホームページに掲載するほか、環境施設組合の担当窓口や、工場及び各構成市の担当窓口等に配架して、周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 6番、片山一步君。

○6番（片山一步君） 守口市との共同処理が令和2年度から始まることから、今年度中に一般廃棄物処理基本計画の改定作業を終える予定ということでございますが、「ごみ焼却工場の整備・配置計画」は、今後のごみ焼却工場の整備規模や整備時期などを示す、大変重要な計画でございます。

先ほど、お配りいたしました資料1でございますが、これは現時点における整備・配置計画でございますので、その点御参照ください。

この資料は、現在、見直しが行われている一般廃棄物処理基本計画の第6章「ごみ焼却工場の建替え整備計画」で、現時点における計画を示したものでございます。

現時点における計画について、どのような課題があるのか御説明お願いいたします。

○議長（荒木幹男君） 藤井建設企画課長。

（藤井施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えいたします。

環境施設組合の「ごみ焼却工場の整備・配置計画」は、平成24年4月の大阪市戦略会議において策定した計画を、組合設立時に引き継ぐとしたものであり、鶴見工場の処理能力は、日量450トンでプラント更新する計画としておりましたが、平成30年9月に行いました、守口市の広域化検証時に、資料1のとおり、守口市のごみ処理に必要な処理能力、日量120トンを加えまして、日量570トンで建てかえとした計画をお示しておりました。

現時点における計画の課題は、2点ございます。

1点目として、令和23年度から令和34年度にかけて、処理能力日量900トンの舞洲工場や平野工場を整備する際に、年間で約1.5万トン、日量に換算しますと約50トンの処理能力不足が生じること。

2点目として、ごみ焼却工場のプラント設備の耐用年数は30年程度としておりますが、八尾工場、舞

洲工場、平野工場、東淀工場の建替工事までの稼働期間が、39年から43年間と、長期稼働となっていること、の2点でございます。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 6番、片山一步君。

○6番（片山一步君） 今御説明がありましたように、資料1のほうを見ていただきますと、一番下の欄がこの余剰能力のところですが、2041年度から、日量52トン足りないということになってしまいますので、その点舞洲工場や平野工場の整備時にそのような処理能力不足が出てくるということが一つと、もう一点は八尾工場、舞洲工場などがこの欄の一番前に書いてありますけど、39と書いてありますが、39年たってからの建替工事ということになりますので、稼働期間が長期稼働になると。

普通は20年か30年以内で建てかえたいということらしいのですが、39年、その先になりますと43年、ここに書いてありますが、平野が43年、東淀にいたって42年ということで、かなり負担がかかってくるということでございます。

こういう点で課題があるということでございます。

これに対しまして、資料2を見ていただきますと、その見直しを行った、新たな計画ということでございまして、どのような見直しを行ったのか御説明お願いいたします。

○議長（荒木幹男君） 藤井建設企画課長。

（藤井施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えいたします。

課題の1点目である、処理能力日量900トンの舞洲工場や平野工場を整備する際に、年間で約1.5万トン、日量にして約50トンの処理能力不足が生じることにつきましては、計画していた鶴見工場の処理能力570トンに、不足する処理能力、日量50トンを加えて、日量620トンとすることにより、必要な処理能力を確保することといたしました。

また、課題の2点目である、八尾工場、舞洲工場、平野工場、東淀工場の建替工事までの稼働期間が、39年から43年間の長期稼働となっている点につきましては、更新時期を迎えているごみ焼却工場のうち、建替工事を優先して実施する必要のない八尾工場、舞洲工場、東淀工場の3工場について、基幹改良工

事を導入して延命化し、建替工事と基幹改良工事を組み合わせて実施することにより、長期稼働の解消を図ることといたしました。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 6番、片山一步君。

○6番（片山一步君） 鶴見の処理能力は、将来の不足する処理能力日量50トンを加えて、日量620トンにするということでございます。

そして、令和2年度の予算案には鶴見工場整備関連予算が計上されております。

計上されている予算の内容について御説明をお願いいたします。

○議長（荒木幹男君） 藤井建設企画課長。

（藤井施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えいたします。

鶴見工場の建てかえを行うための関連経費として、鶴見工場の建てかえに向けた生活環境影響調査等の事業費を令和2年度から予算計上させていただいております。

予算の内訳といたしましては、生活環境影響調査を実施するための業務委託費が7,126万1,000円、循環型社会形成推進交付金を受けるための要件となっているPFI導入可能性調査の業務委託費が330万3,000円、施設整備や建物に係る基本方針等を作成するための業務委託費が485万1,000円などのほか、事務費等を含めまして合計8,018万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 6番、片山一步君。

○6番（片山一步君） 鶴見工場の建てかえに向けた手続を令和2年度から進めていくということですが、最近は一方で、門真市からごみ処理広域化の検討依頼があったということ聞いております。

門真市の要望内容と今後のスケジュールはどうなっているのか、今後のさらなる広域化ともかかわる重要な問題だと思うので、施設部長にお伺いしたいと思います。

○議長（荒木幹男君） 榎田施設部長。

（榎田施設部長答弁席へ）

○施設部長（榎田輝生君） お答えいたします。

令和元年12月23日に門真市が大阪府とともに来庁さ

れ、門真市が環境施設組合に参加した場合の各構成市のメリットや影響について検討を行いたいのので協力してほしい旨、各構成市及び環境施設組合に協力依頼がありました。

門真市からは、「門真市では、現在4号炉及び5号炉の2炉が稼働中で、令和5・6年度に4号炉及び5号炉の基幹改良工事を予定しているが、将来的に環境施設組合に参加できるのであれば、平成8年3月末竣工の5号炉の基幹改良工事のみを行い、10年程度の延命化を行った後、環境施設組合に参加したい。」また、「環境施設組合との共同処理を開始するまでの間の焼却炉整備時や故障時等のごみ処理に協力してほしい。」との要望を聞いております。

門真市からの協力依頼を受けて、本年1月17日に開催した、大阪市環境局長及び八尾市、松原市、守口市の副市長で構成する環境施設組合運営協議会において「門真市のごみ処理広域化に関する検討会議」を設置いたしました。

今後のスケジュールといたしましては、各構成市及び門真市が相互にメリットを見出せる形で、門真市が環境施設組合に参加することができるのか、令和2年度年央の取りまとめを目途に、各構成市及び門真市とともに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 6番、片山一步君。

○6番（片山一步君） 最後になりますけども、資料2で見ていただいたとおり、一番下のところの余剰能力が、マイナスがなくなったということで、今の時点では、工場の整備計画うまくいく予定ということになっておりますけれども、この門真市が入るということになってきますと、少しまた変えていかなければならないのではないかなと思っています。

門真市とのごみ処理広域化について、これから検討されるということでございます。

近隣都市におけるごみ焼却工場の整備状況や稼働状況によっては、さらなる広域化などを図ることができるのではないかと考えております。

隣接する守口市や門真市とごみ処理を広域化して、共同でごみ処理を行うことで、効率的にごみ処理を行うことができ、行政コストの削減につながるということが考えられます。

一方で、ごみ焼却工場の近隣住民には、市域を越えてごみが搬入されるということについて、懸念される方もいらっしゃるようで、そういう方にも御理解が得られるよう十分な説明と、丁寧な対応を今後とも行うよう要望しておきます。

門真市とのごみ処理広域化については、令和2年度年央の取りまとめの予定となっているということですが、門真市と環境施設組合構成市が、相互にメリットが見出せるように、慎重にこれからも検討を進めていただきたいと要望いたします。

以上で私の質疑とさせていただきます、ありがとうございました。

○議長（荒木幹男君） 次に、加藤仁子君の質疑を許します。

○議長（荒木幹男君） 10番、加藤仁子君。  
(10番加藤仁子君発言席へ)

○10番（加藤仁子君） 自由民主党市民クラブの加藤仁子でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

今、片山先生も御質問がありましたけれども、環境施設組合の一般廃棄物処理基本計画改定の手続が進められておられるのですけれども、「ごみ焼却工場の整備・配置計画」の見直しについて、私の立場からちょっと質問したいと思っております。

私は、昨年9月にも定例会におきまして、災害に対する備えが大事だという観点から、ごみ焼却工場の稼働率などについて質問をさせていただきました。

ごみ焼却工場の安定的な運転のためには、稼働率を90%以下にする必要がありますが、この環境施設組合の稼働率、平成28年度は83.8%、そして平成29年度83.9%、年々高くなり、平成30年度、これは台風の影響もございますけれども、87%になっている、ということでした。

このようなときに、大規模な災害が、もっと大きな災害が発生したら、市民の皆様の生活環境に支障を来すことになりかねないと、大変危惧されることも、指摘をさせていただきました。

さて、今回の「ごみ焼却工場の整備・配置計画」の見直しの中では、守口市の加入に伴うごみ処理に必要な処理能力のほか、将来的に不足する処理能力日量50トンを確認するために、鶴見工場の処理能力を日量620トンにして、建てかえを行う計画となっております。

なぜ、鶴見工場で日量50トンの処理能力を確保しなければいけないのかを、御説明いただきたいと存じます。

○議長（荒木幹男君） 理事者の答弁を許します。  
藤井建設企画課長。

(藤井施設部建設企画課長答弁席へ)

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えいたします。

現時点における「ごみ焼却工場の整備・配置計画」では、令和23年度から令和34年度の間で、処理能力が日量900トンである舞洲工場や平野工場の建替工事を行う際に、年間で約1.5万トン、日量に換算して約50トンの処理能力不足が生じております。

建設年次から考えますと、舞洲工場よりも先に建設された鶴見工場、または、西淀工場のどちらかで処理能力を確保する必要があります。

鶴見工場と西淀工場のどちらで処理能力を増強すべきか検討したところ、鶴見工場は新規に環境施設組合に加入する守口市に隣接しており、施設の重要性が高くなっていること、八尾工場の整備工事を行う際のごみ輸送を考慮した場合、立地が比較的近い鶴見工場に処理能力を確保するほうが優位であること、湾岸部にある西淀工場に比べて鶴見工場は大規模災害発生時の影響を受けにくいことから、鶴見工場で不足する日量約50トンの処理能力を確保することといたしました。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 10番、加藤仁子君。

○10番（加藤仁子君） 今、鶴見工場を強くするという考え方、湾岸部にある西淀よりもいいということで、わかりましたけれども、問題なのはやっぱり、キャパの問題やと思うのです。

大規模災害発生時の影響なども考慮して、鶴見工場の処理能力を日量620トンにしたとのことですが、今回の計画見直しでは、必要な余力の見直しは行われておらず、これまでと同様に、年間計画稼働日数が297日で、そして10%の余力を考慮したものとなっております。

先ほども申し上げたとおり、環境施設組合の稼働率は年々高くなっていると思います。

ごみの受け入れに余裕がない状態になっていると感じているところなのですが、焼却設備の突

発的な故障などが発生した場合を考慮して、せっかく建てかえをするのであれば、もっと余裕を持つべきではないかと思うのですけれども、いかがでございますか。

○議長（荒木幹男君） 藤井建設企画課長。

（藤井施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えいたします。

ごみ焼却工場では、法令で定められた機器の点検整備を実施するために、毎年、焼却炉を長期に停止して行う定期整備工事と、定期整備工事までに事前調査と簡易点検を行う中間整備工事を実施しており、計画的に焼却炉を運転しております。

定期的に行う機器の整備・補修工事におきましては、設備の状況や故障事例を十分に踏まえた工事計画を立てることとしており、効率的な予防保全に努め、故障による停止を抑制することとしております。

これらの整備を実施するために焼却炉を停止する期間は、機器の整備内容によって異なりますが、定期整備工事ではおおむね1炉あたり35日間、中間整備工事で1炉あたり14日間、故障等で19日間を停止するものとして、年間297日の計画稼働日数を設定しております。

焼却能力に余裕を持つことは、安定的なごみ処理を行う上で、重要なことではありますが、一方で、ごみ焼却工場の建設費や維持管理費の増加につながるため、効果的・効率的な事業運営を行う面ではマイナスとなることから、本組合では10%の余力が妥当であると考え、整備・配置計画を策定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 10番、加藤仁子君。

○10番（加藤仁子君） 今、答弁聞いていましたら結局10%ありきだなというふうにも思うのですね。

なぜ1割の余力しか持たさないのかなというふうに思うのです。

でも余裕を持つことは大事であるけれども、しかし工場の建てかえをしたら建設費や維持管理費がいるから、それでコストがかかるということなのですけどね、現実としてですね、ごみ焼却工場のごみピットがいっぱいになって、許可業者さんの搬入先がいろいろ、ここの工場に行ったら次の工場に行っ

くれ、いや次の工場もピットがいっぱいなので次の工場っていうふうにどんどん工場を回されてるということも聞いておるのですね。

こういうことで災害発生時における対応を行うためにも、余裕を持った施設整備を行うことが重要と考えますけれども、余裕率の見直しが必要やと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒木幹男君） 藤井建設企画課長。

（藤井施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えいたします。

「ごみ焼却工場の整備・配置計画」につきましては、基本的に各構成市が策定した一般廃棄物処理基本計画のごみ処理量をもとに必要となる施設整備を行っております。

災害廃棄物の発生量については、大阪市環境局が平成29年3月に策定した「大阪市災害廃棄物処理基本計画」によると、南海トラフ巨大地震発生時で約1,191万トン、上町断層帯地震発生時で約1,800万トンの瓦礫の発生量を見込んでいるほか、他の構成市からも多量の災害廃棄物が発生されるものと想定されております。

一方、環境施設組合におけるごみ焼却工場全体の年間処理能力は約119万トンであり、想定されているような膨大な量の災害廃棄物を処理できる余力はないことから、このような大規模災害発生時には広域処理を要請する必要があると考えております。

また、他の地域において大規模災害が発生した場合の広域的なごみ処理については、環境施設組合が現在保有している余力の範囲内で対応する考えであります。今後、国や大阪府から整備すべき基準等が示された場合には、必要な処理能力確保について努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 10番、加藤仁子君。

○10番（加藤仁子君） 要するにですね、災害時のことは必要最小限ということで、119万トンしか処理できないというふうな、あとは知りませんというふうなことやと思うのですね。

一体何のために近隣自治体が集まって、一部事務組合つくられたのでしょうか。

やっぱりそれは、カバーするエリアっていうのは

それぞれの複数の自治体の広域的なエリアになってくると思うのですね。

それで今、先ほど答えられた広域的処理を要請する必要があると答弁されたのですが、その広域ってというのはどこのことになるのですか。

府のことですか、それとも広域連合のことですか、国のことなのでしょう。

ちょっとそこら辺も曖昧な、広域処理を要請するというふうなことで、私はわからないと思います。

私、これまた処理能力の想定や危機管理の具体的なプランはどうなっているのかということも9月の定例会で災害マニュアルの見直しを要望しておりました。

有事の際にごみの処理が滞っては、市民生活は崩壊してしまうから、何とかつくってくださいよというふうに行ったと思います。

これは重要ですので、また次のときに質問させていただきたいと思います。

とりあえず次の質問に移ります。観点を変えます。

施設整備の際には国の交付金を活用することになるとは思いますけれども、交付金を活用する際のごみ処理量はどのように設定されているのか、また、そもそも構成市のごみ量が減らないことも想定されているのではないかと、どうでしょうか。

○議長（荒木幹男君） 藤井建設企画課長。

（藤井施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えいたします。

ごみ焼却工場を建設する場合、国から循環型社会形成推進交付金の交付を受ける必要があり、同交付金の申請前に各構成市から排出されるごみ量や減量施策等を記載した循環型社会形成推進地域計画を提出して国の承認を受けなければなりません。

また、令和元年度からは、ごみ焼却施設を新設する場合、ごみ処理の広域化・集約化や、PFI等の民間活用等の検討を行うことが、新たな交付要件となっており、これらの検討状況や検討結果を地域計画等に記載することになっています。

地域計画の内容は、各構成市の一般廃棄物処理基本計画の内容と齟齬がないように策定する必要がありますので、各構成市の計画ごみ量をもとに計画することが基本となります。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 10番、加藤仁子君。

○10番（加藤仁子君） もう一つ観点を変えて話したいと思うのですが、2025年に万博が開催され、またIR事業も計画されています。

当該年度に至るまでに工事や、そして物流のコンテナ、そういうものが、舞洲や夢洲には、多くの車両が通行することになります。

そうすると、舞洲工場への搬入ルートである、此花大橋が渋滞すると、そのように思います。

舞洲工場は、日平均で500台の搬入があると聞いております。

処理量が900トンですから、道路の渋滞で搬入が遅延し、舞洲工場の操業に影響が出るのではないかと考えますけれども、環境局の収集部門との調整や、焼却工場への搬入計画や焼却工場の操業の計画はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（荒木幹男君） 吉岡施設管理課長。

（吉岡施設部施設管理課長答弁席へ）

○施設部施設管理課長（吉岡慎二君） お答えいたします。

万博やIR事業による影響につきましては、現時点においてはまだ具体的なお話がございませんので、検討に至っておりませんが、今後、万博やIR事業関連の会議などございましたら、大阪市環境局とともに参画するなど連携し、廃棄物焼却処分に支障のないように調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 10番、加藤仁子君。

○10番（加藤仁子君） 万博、IR事業による影響とは、具体的な話がないから検討に至っていないということですが、一組ってというのは地方公共団体ですので、積極的にもっと社会的変化に対応できるようにそういうシミュレーションをやったりつくっていかないといけないと思っております。

これ、住民の暮らしを守る責任感とか使命感、そういうものをしっかり持っていただきたいと、そのように思います。

効率的・効率的な事業運営には余力10%で良いのだと、それ以上はノープランだというようなことでございますけれども、平成30年には関西地方を何度も台風が襲っております。

ごみ処理の状況もかなり逼迫したものとなったと聞いておりますし、余裕率の考え方をもっとやはり柔軟にしてほしい、そのように思います。

それでないと大変なことになりかねないと思うのですね。

今、先ほども門真市も参入したいとの検討が入るということもおっしゃられていましたけれども、ごみ処理量についても、各構成市のごみの減量が計画どおりに進まない場合、安定稼働のために必要な処理能力に不足が生じることになります。

特に大阪市は、環境施設組合で処理するごみ処理量の90%を占めておりますので、影響は大変大きいと思いますね。

交付金の申請に必要な循環型社会形成推進地域計画には各構成市のごみ減量施策などが記載されているということですが、各構成市の減量施策を提示して協議を行って義務化を図るくらいの、環境施設組合としても努力の姿勢を示してほしいと私は要望しておきます。

最後になります。平成27年4月に環境施設組合が事業開始しまして、今年で5年が経過いたします。

環境施設組合となって、振り返って現状どう思われておられますか。

吉田総務課長、お聞かせいただきたい、そのように思います。

○議長（荒木幹男君） 吉田総務部総務課長。

（吉田総務部総務課長答弁席へ）

○総務部総務課長（吉田一君） お答えをいたします。

大変僣越でございますけれども、環境施設組合設立以前は、大阪市では市直営で焼却工場を運営しておりまして、市域内のごみ処理を行うとともに、協定書等に基づき、八尾市、松原市のごみ処理を受託してまいりました。

大阪市におきましては、市直営でのごみ処理体制は高コスト、非効率であるというふうな指摘がございまして、八尾市、松原市におきましてはごみ処理施設を持たないことによりまして、両市にとって、長期的、安定的な処理体制ではないという弱みがございました。

これらの課題を解決するため、3市のごみ処理事業を一つの組織で行うことによりまして、基礎自治体の責務であるごみ処理の責任と負担を公平に負い、

かつ長期的、安定的な処理体制を構築できたことが、環境施設組合設立の最大のメリットであると考えております。

さらには、ごみ処理施設を集約化し、広域的に処理することで全体としてのコスト削減を図ることが必要であるという国の方針にも合致をいたしまして、昨年10月からの守口市参画による広域化の進展にもつながったものと考えております。

一方で、一部事務組合は地方自治法上の特別地方公共団体であることから、小さいながらも構成市と同様の組織体制を構築する必要がありますほか、構成市からの分担金により運営費の大半を賅っているため、予算等の協議、調整に時間を要する現状がございまして。

しかしながら、監査等の行政委員会を持つことで事業の透明性も担保できております。

今後とも各構成市と十分協議しながら、それぞれの施策と齟齬のないよう事業運営に取り組んでまいりたいと、このように考えてございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 10番、加藤仁子君。

○10番（加藤仁子君） 吉田総務課長、ありがとうございます。

環境施設組合は大阪市でも初めての一部事務組合なんですね。

今後やはりしっかりと検証して、今後はどのような事業が一部事務組合として最適なのか確認しながら私たち判断してまいりたいと思っております。

以上で、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（荒木幹男君） 次に、山田正和君の質疑を許します。

○議長（荒木幹男君） 13番、山田正和君。

（13番山田正和君発言席へ）

○13番（山田正和君） 公明党大阪市会の山田でございます。

私からも焼却工場の整備・配置計画について確認をさせていただきたいと思っております。

先ほど来、御質疑にもありましたとおり、今の環境施設組合では、一般廃棄物処理基本計画の改定に向けまして、この令和2年1月30日から、パブリッ

クコメントの進められており、今後のごみ焼却工場の整備計画についても、計画の改定が行われております。

「ごみ焼却工場の整備・配置計画」では、二つの課題があるとしたしまして、処理能力の高い舞洲工場、平野工場の整備時における処理能力不足と、ごみ焼却工場の整備工事に着手するまでの長期稼働を挙げられています。

ただ処理能力不足や長期稼働というのですけれども、これらの課題があるということは、以前からわかっていたのではないかなと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（荒木幹男君） 理事者の答弁を許します。

藤井建設企画課長。

（藤井施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えいたします。

平成24年4月に策定した「ごみ焼却工場の整備・配置計画」では、森之宮工場、大正工場を廃止し、住之江工場及び鶴見工場を全面建てかえではなく、建物を活用したプラント更新工事を行うこととしておりました。

平成24年4月の計画では、平成49年度、元号が変わりまして、令和19年度までの計画としておりましたため、令和23年度以降の舞洲工場及び平野工場整備時における処理能力不足や長期稼働の課題が明確になっておりませんでした。

その後、平成30年9月の守口市広域化検証時には、守口市が環境施設組合に参加した場合と守口市が新工場を建設して竣工後30年間運営する場合の総事業費を比較いたしました。

その際に、平成32年度から平成66年度、元号が変わりまして、令和2年度から令和36年度までの35年間にわたる比較を行いましたので、課題が顕在化いたしました。

この時点で、守口市の環境施設組合参加以外の要素で建てかえ等の条件を変更すると、守口市の参加によるごみ処理費用の縮減効果の算定がわかりにくくなることのほか、大阪市一般廃棄物処理基本計画が令和元年度に見直しが行われる予定となっていたことから、本検証では、今後の構成市におけるごみ処理量の見直し等を含めて、整備・配置計画の見

直しが必要として施設規模の見直しや、整備手法の変更等の検討は行っておりませんでした。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 13番、山田正和君。

○13番（山田正和君） 平成30年9月の守口市広域化検証時には、この二つの課題があることはわかっていたけども、守口市の参加による費用比較を行うことや、大阪市一般廃棄物処理基本計画の見直しが予定されていたために、課題解消のための見直しは行わなかったということでありました。

ところで、この長期稼働を解消するための手法として、先ほどの資料の説明にもございましたけれども、基幹改良工事を行うとされておられますけれども、長期稼働の軽減のために導入する基幹改良工事というのはどのようなものか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（荒木幹男君） 藤井建設企画課長。

（藤井施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えいたします。

国におきましては、インフラ設備の老朽化対策に関する政府全体の取り組みとして、平成25年6月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、同年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を取りまとめ、インフラ長寿命化に向けた取り組みを強力に推進するとしております。

環境省においても、廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の導入を推進しております。

また、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備のほか、随時の延命化対策を実施し、施設の長寿命化を図ることを目的に、基幹設備改良事業を行う場合の参考として「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」を取りまとめております。

八尾工場などで実施する基幹改良工事は、このような環境省の方針に基づき、ストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図るものであり、ごみ焼却工場を構成する重要な設備や機器について実施する大規模な改良事業で

ございます。

他都市における事例では、焼却炉の停止期間については、整備内容によりますが、各炉1年程度の工期設定としている事例や、整備費用では当初建設費の10%から30%としている事例が多く、ライフサイクルコストの低減に寄与するものと考えております。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 13番、山田正和君。

○13番（山田正和君） 今、基幹改良工事についての御説明をいただいたのですが、基幹改良工事を行う工場と建替工事を行う工場は、どのようにして決めているのか教えていただきたいのと同時に、昨年9月の第1回定例会にて、私も質疑をさせていただいたのですが、今、7工場ある中で住之江工場が更新中で、現在6工場体制で、その中で1工場あたり定期整備工事がそれぞれの工場でありますので、1カ月から2カ月の停止期間があるということ、複数の工場が同時に止まっているという時期もありまして、そのときには瞬間で5工場であったり、4.5工場になるときもあるんじゃないかと、そういったことも申し上げて、安定した工場の運営を要望させていただいたのですが、今回、こういった中で基幹改良工事を導入することで処理能力の確保につながるのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（荒木幹男君） 藤井建設企画課長。

（藤井施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えいたします。

基幹改良工事を行う工場として、八尾工場、舞洲工場、東淀工場の3工場を選定しております。

八尾工場については、建物が比較的健全であり、大規模災害発生時に0.5mから1mの浸水が想定されているものの、ごみの受け入れを行うプラントホームが2階部分にあるため、ごみピットへの浸水対策が不要であること。

また、隣接する八尾市衛生処理場との共同受電を行っており、建替工事を行う場合には、衛生処理場の電源確保のための工事が新たに必要となることから、基幹改良工事を行うことといたしました。

舞洲工場につきましては、建物のデザイン性が高く、建物の長期的活用が望まれることのほか、大規

模災害発生時において浸水被害が想定されていないこと。

そして、東淀工場については、建屋が健全で、大規模災害発生時において浸水被害が想定されていないことなどから、長期稼働の課題解消のため基幹改良工事を行うことといたしました。

このように、各ごみ焼却工場の建物の劣化状況、災害発生時における浸水対策等の必要性のほか、各工場特有の条件等も含めまして、建替工事を優先的に行うべき条件と基幹改良工事を優先的に行うべき条件を考慮して、各工場の整備手法の選定を行いました。

建替工事と基幹改良工事を組み合わせて実施することにより、八尾工場、舞洲工場ではごみ焼却工場の整備工事までの稼働期間を39年から33年に、平野工場では43年の稼働期間を33年に、東淀工場では42年の稼働期間を32年に、それぞれ短縮して、長期稼働の解消を図ることができる計画といたしました。

長期稼働の解消を図ることで、老朽化に伴う故障を防止し、安定運転が可能となり、処理能力の確保につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 13番、山田正和君。

○13番（山田正和君） 基幹改良工事を行うということで、長期にわたっての視点で、長寿命化、延命化するということは、一定、理解することはできます。

今、ごみ焼却工場だけではなく、インフラ全般においても長寿命化というのは大事なことなんですけれども、特にごみ処理事業は市民生活に直結する重要な事業でございますので、その点も勘案していただきまして、ごみ減量の進捗は予断を許さない状況でありますけれども、これが破綻するようなことがあっては絶対にならないわけでありまして、先ほど、加藤議員からもございましたように、余力や災害時の懸念もございました。

また、今後さらなる広域化等の検討事項もある中、後戻りして見直しなんかすることで無駄が発生することがないように、常にフレキシブルに状況を検討していただきまして、改めて、安定的なごみ処理体制の構築をお願いしたいというふうに思います。

以上で、私の質疑を終わります。

○議長（荒木幹男君） 次に、井上浩君の質疑を許しま

す。

○議長（荒木幹男君） 15番、井上浩君。

（15番井上浩君発言席へ）

○15番（井上浩君） 日本共産党の井上でございます。

私からも、今後の「ごみ焼却工場の整備・配置計画」や、ごみ焼却工場の稼働率について、これらは予算にも影響してまいりますので、まず、この点について、お伺いしたいと思います。

昨年末の報道におきましても、「ごみ増加処理綱渡り」というような見出しの記事を目にいたしました。

この記事によりますと、全国的に減少傾向にあるごみの焼却量が、大阪市では、近年上昇に転じ、焼却量の処理能力が限界に近づいているという内容がありました。

この記事の内容について、環境施設組合としては、どのような認識をお持ちで、また、どのように対応されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（荒木幹男君） 理事者の答弁を許します。

吉岡施設管理課長。

（吉岡施設部施設管理課長答弁席へ）

○施設部施設管理課長（吉岡慎二君） お答えをいたします。

まず、環境施設組合におけるごみ処理量の推移についてでございますが、平成27年度は102.1万トン、28年度は99.5万トン、29年度は99.6万トン、30年度103万トンとなっており、30年度につきましては、前年度に比べ3.4万トンの増加となっております。

平成30年度のごみの増加につきましては、台風21号の影響もあったものと考えております。

また、焼却工場の稼働率でございますが、30年度は、86.7%となっております。

ごみ減量の推進は、喫緊の課題と認識しております。構成4市とも連携を図り、市民生活に支障を来すことなく、ごみの安定処理に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 15番、井上浩君。

○15番（井上浩君） ごみの減量及び分別の徹底という点で、市民への啓発と取り組みを強めていく必要性を、私自身も痛感しているところでございます。

ごみ減量施策は、各構成市に委ねられていること

ではありますが、環境施設組合としてもしっかり連携して、ごみ処理に支障が来すことがないように努めていただきたいと、要望しておきたいと思っております。

続きまして、第1号議案の定数条例の一部を改正する条例についてお聞きをしたいと思います。職員数が3名減となっております。その内訳を教えてくださいいただきたいと思っております。

○議長（荒木幹男君） 吉田総務課長。

（吉田総務部総務課長答弁席へ）

○総務部総務課長（吉田一君） お答えをいたします。

令和2年度の職員定数につきましては、年度末の定年退職等によりまして20名の減少となる一方、再任用等で17名増加いたしますので、これらを差し引きいたしました結果、令和元年度と比較いたしまして3名の減となっているものでございます。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 15番、井上浩君。

○15番（井上浩君） この点は、毎年お聞きしている点でありまして、平成30年度は15名の減、平成31年度は28名の減、そして今、御答弁にありましたように令和2年度は3名の減ということで、この3年間で46名の減ということでもあります。

環境施設組合の経営計画の中にはですね、焼却工場を安全かつ安定的に運転していくためには、これまで培ってきた技術と技能を維持、継承していけるよう、人材育成を図っていく必要がありますと、そのとおりであると思うのですけれども、このように明記されているわけでもあります。

ところが、新規採用も凍結したままという状況が続いております。

これ、繰り返し議論をさせていただいてまいりましたけれども、今、ぎりぎりの人員体制なんですよね。

先ほど来、質疑にありますように、災害時、緊急時に大丈夫なのか。

また、技術の継承がしっかりとできるのか、という点で大変懸念を私は抱いております。

こういう、職員がどんどん減少しているという傾向に対して、私は大変懸念を抱いております。

職員数の削減ありきでは、一部事務組合が担う公的な役割を十分に担えないというふうに、指摘をしておきたいと思っております。

次に、第5号議案の令和2年度一般会計予算に関

連で、住之江工場更新・運営事業についてお伺いをいたします。

工事の進捗に伴うものとお聞きをしておりますが、歳出が30億円以上の増額となっております。

更新・運営事業はDBO方式で進められておりますが、現在の工事の進捗の状況と、DBO方式とはどのようなものなのか改めて御説明をお願いいたします。

○議長（荒木幹男君） 藤井建設企画課長。

（藤井施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えいたします。

住之江工場更新・運営事業につきましては、平成30年9月6日に契約を行った後、基本設計、実施設計を進めてまいりました。

また、令和元年9月からは、現地での工事に着手し、敷地境界部の鋼板塀や工事事務所用のプレハブを設置するなどの準備工事を実施いたしました。

令和元年11月より、焼却炉などのプラント設備の解体工事や建築の耐震補強工事を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、令和4年度末の竣工に向け、順調に進捗しております。

DBO方式でございますが、Design Build Operate の略でありまして、組合が定める要求水準書に基づき民間事業者が設計・施工を行い、完成した施設を運営する一括発注方式でございます。

運営管理につきましては、設計・施工を行った民間事業者と運転管理や点検補修などを包括的に長期契約で実施することによるコスト削減が見込まれ、現在、ごみ焼却工場を建設する場合の方式として多くの自治体で採用されております。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 15番、井上浩君。

○15番（井上浩君） DBOの問題点についても、繰り返し、質疑をしてきたところでありますが、事業をDBO方式で実施した場合と、従来の公設公営方式で実施した場合について、比較を行ったものが示されております。

その点についても、繰り返し議論をしてまいりました。

DBO方式で事業を実施した場合には、従来の公

設公営で実施した場合より、5.11%の財政負担見込額を縮減できるということが示されているわけであります。

前提として、建設費等はどちらの方式でも同じ条件であると、こういうことで試算をされているわけであります。これ、もちろん上ぶれなんかが起きたら本末転倒ですので、そこはしっかり監視していきたいと思っておりますけれども、結局結論として、主な削減効果については人件費によるものと考えているということで、締めくくられているわけであります。

人件費の削減のために、DBOをやるということ、本当に私は、本末転倒でけしからん話だということをも改めて申し上げておきたいと思っております。

DBO方式については、繰り返し申し上げておりますが、公共の役割と責任の後退という点で、私は大変問題であると認識しております。

そもそも市民生活に直接影響する事業であるため、公共が責任をもって行うべきであり、コスト削減を優先して、何でも民間に委ねるべきではないと警鐘を鳴らしてきたところであります。

したがいまして、先ほどの人員、人件費の削減に関連する第1号議案と住之江工場更新事業の予算に関連して、第5号議案には反対を表明して、質疑を終わりたいと思っております。

○議長（荒木幹男君） これをもって、質疑を終結します。

○議長（荒木幹男君） これより採決に入ります。

まず、議案第1号、2号及び5号の3件について、一括して起立により採決いたします。

○議長（荒木幹男君） お諮りいたします。

議案第1号、2号及び5号の3件について、いずれも原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（荒木幹男君） 多数であります。

○議長（荒木幹男君） よって、議案第1号、2号及び5号は、いずれも原案どおり可決されました。

○議長（荒木幹男君） 次に、議案第3号及び4号について、一括して採決いたします。

○議長（荒木幹男君） お諮りいたします。

議案第3号及び4号について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ました。

○議長（荒木幹男君） 御異議なしと認めます。

閉 会

よって、議案第3号及び4号は、原案どおり可決されました。

○議長（荒木幹男君） 本定例会はこれをもって閉会いたします。

閉 議

ありがとうございました。

○議長（荒木幹男君） 本日の日程は以上で終了いたし

午後4時45分閉会

大阪広域環境施設組合議会議長

荒 木 幹 男 ⑩

大阪広域環境施設組合議会議員

水 原 慶 明 ⑩

大阪広域環境施設組合議会議員

福 西 寿 光 ⑩

○大阪広域環境施設組合議会（定例会）会議録（令和2年2月6日）（終）